

別添資料

各委員事前意見

意見委員	頁	項目	意見内容	措置
国土交通省倉吉河川国道事務所	P 4 (2)	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置の(2)中国地方整備局の「事務所欄」に港湾・空港の担当として「境港湾空港事務所」を追加して欲しい	担当部署であることから「境港湾空港事務所」を追加します。
西部総合事務所	P 7 2	米子市災害警戒本部の設置等	警戒本部の設置基準が「気象に関する予報・警報等が発令された場合及びその他災害情報により」という記載で具体的な記載がなされていない。市民に対して、どのような場合に警戒本部ができるのか知ってもらい、安心してもらう必要があるため、具体的な記載をした方がよい	警戒本部の設置基準につきましては、P 6 8 (3) 災害対策本部の設置基準に準じた形で警戒本部を立ち上げております。ご指摘のとおり警戒本部設置基準について具体的に記載するよう検討します。
西部総合事務所	P 7 4	配備及び動員計画	表1中の配備態勢の基準の第一配備態勢(注意態勢)について、「気象庁から注意報、警報が発表される等災害が発生するおそれがあるとき」とあるが、気象庁から発表される注意報・警報は多様であり、具体的にどのような種類の気象情報が発表された場合に配備態勢をとるのか具体的に記載した方がよい。	県計画の配備動員表に準じた一覧表の作成により、具体的な気象等の状況表の作成を検討したいと考えます。
西部総合事務所	P 1 0 7	通信情報計画 災害情報収集・伝達計画	「オ 県に対する報告」について、災害情報は全て西部総合事務所県民局に報告するよう記載がなされているが、県計画と異なる。	県計画 第3章「災害情報の収集及び伝達」を確認するに一般被害(人的被害、住家被害等)について西部総合事務所県民局に報告する旨記載され、実施部被害について市町村は各総合事務所関係課に状況報告する旨記載されていることから、本計画案について、一般被害は県民局、実施部被害は関係課に報告する旨修正します。
国土交通省倉吉河川国道事務所	P 1 1 9	避難路の指定	・避難路として具体的な路線を事前に公表するのか ・災害の状況によっては想定した避難路が使用できなくなる場合も考えられますが、災害時の判断は別に行われるのか ・避難路として想定された路線については、その管理者への情報提供をお願いします。	避難路の事前公表について、災害事象の規模等予想できないこともあり、具体的な路線の公表はできないものと考えます。よって避難路について災害事象に応じて情報収集を行い総合的に判断したうえで避難路として情報提供を行います。情報提供の方法として、防災無線、米子市安心・安全ネットワーク、市有車両による広報等を考えております。当然のこととして路線管理者等への情報提供を行い連携して避難支援ができるよう努める考えです。

地域防災計画案中の誤字脱字等平易な誤りについては、事務局において修正